

## 群馬県立女子大学社会貢献委員会規程

(設置)

第1条 群馬県立女子大学に社会貢献委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 文学部選出の教員 各学科1人
- (2) 国際コミュニケーション学部選出の教員 2人
- (3) 連携推進係長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、学長が委員の中から指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議の定足数)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により開催する。

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 社会と大学の連携に関する事項
- (2) 公開講座に関する事項
- (3) 学外講座及び学外授業に関する事項
- (4) 学外団体等からの大学に対する依頼及び照会に関する事項
- (5) その他社会貢献に関する事項

(外部委員の委嘱)

第7条 委員会は、本学の教職員以外の者を外部委員として委嘱することができる。

- 2 外部委員に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、関係教職員の出席を求めることができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、連携推進係で処理する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。